

次ページへ続く

Continued on next page...

表紙裏の反古

渡 辺 守 邦

はじめに

当館の文献資料調査で、表紙に関して調べる項目は、それほど多くはない。(1)原・後の別、すなわち原表紙が改装表紙かの違い、(2)材質、(3)色、(4)文様である。もちろん、調査カードでは別項になっている〔外題〕も表紙に記されているのであるから、無関係ではない。それにしても項目は少なく、色や文様など判断に苦しむことはあつても、調査全体のうちで占める重要度という点からすると、問題にならないもののようにある。国文学研究の資料としての価値は、むしろ表紙以後、つまり第一丁以下の本文にある。加えて、原後、美醜、題簽の有無などによつて値段の差が生ずるところからしても、表紙はしよせん本の顔以上のものではない。

こんな言いかたをすると、不当に表紙をないがしろにすることになりかねないかもしれない。本がもし人間だったら、きつと怒り出すにちが

いない。ひとさまのオモテ道具について、ずいぶん思い切つたことをおっしゃりますわね、と。しかしこれは私に責任があるわけではない。文句はむしろ〔調査要領〕に向かつて言つてほしい。そして、表紙とはそういうものだとしている、既成の概念に向けても。私がここでこれから述べようとしていることも、むしろそのあたりのことであり、表紙を通りいつべんの見かたで見るのをやめて、ひと皮むいて、内側にひそんでいゝるものに、目を向けてみませんか、ということなのだ。

表紙をひと皮むいてみる——文字どおり糸を切つて糊をはがしてみるのだが、そんな荒つぽいことをやたらにしてみるわけにはいかない。もう少し穏当な表現を用いるなら、表紙裏に注目してみるものであり、はがしてみなくても、脇からのぞくだけでもよい。そうすると、意外なものがみつかることもある。

以下に寛永五年の刊記を持つある仏書の表紙を、ひと皮むいてみた結果を報告し、もつて文献資料調査のおりの、お疲れ休みの慰み草に供する次第である。

表紙裏とは

表紙裏とは、見返しのことではない。表紙と見返しの間の意味であるが、こう言っただけでは要領をえない。

まず、袋綴の版本を例に、製本の過程を考えてみる。通常、次のような手順を経たもののようなのである。摺刷が済むと、各丁を二つ折にし、丁付に従って並べ、首尾それぞれに白紙一丁を加えたうえ、折り目の側を規準として不ぞろいを正し、その反対側、つまりノド側の上下二箇所を紙捻で綴る。こうしておいて、折り目以外の三方を裁ち落としてから、表紙を加えて糸かがりする。以上それぞれの工程を、折り・丁合・下綴・化粧裁・表紙掛け、と呼ぶ。

下綴のとき首尾に加えられた白紙二枚は、表紙掛けののち、三方の端を表紙に糊づけされ、見返しになる。見返しは、終丁の裏面に印刷がない場合、そのまま糊づけして流用されることもある。また一丁分なく、半丁で済まされることもあり、さらには、終丁の半丁をうしろ表紙の見返しに、残った半丁を前表紙の見返しに用いる、節約型ともいうべき例があったりもする。

見返しが糊づけされているので、表紙の内側は見えない。しかし歳月の経過によって糊が粘着力を失ってはがれたり、綴糸が切れたりして、表紙が裏側を露出させることがある。そこに見られるのは、多くの場合、芯紙（しんがみ）と呼ばれる、厚くてぼつりとした、漉返しであろう。

風色とか黄土色であつて、糸くず、樹皮、またときとして毛髪が漉き込まれていたりして、およそ見栄えがしない。見返しは、醜態を隠すためのものであつた。表紙のおもて側から見える、紺、縹、栗皮などの色は、この芯紙の上に張りつけられた薄い紙のものである。この薄紙は、表皮または書皮と呼ばれる。

書皮一枚で、表紙本来の機能である、本文料紙保護の役目を荷うことはむずかしい。それゆえ裏側に補強材が用いられるのだが、芯紙が補強の材料に供されるのは、それほど古いことではない。印刷出版業が隆盛して、大量生産、あるいは能率的作業が要求されるに至つた結果のようである。それ以前には、有りあわせの紙の張り重ねによって、表紙の機能をはたさせた。二三枚の張り重ねで、十分な強度を持つことができた。重ね張りされる紙は、多く白紙であるが、まれに刷り損じや、書付けの反古を交えることもある。裏張りに、摺刷や墨付きの反古があつたときに、表紙裏ははじめて注目を浴びることになる。

裏張り式から芯紙に変わったのは、寛永末年のことであろう。印刷の大勢が古活字版から整版に変わり、製本工程が規準化されたことと揆をにすると、ものようである。それゆえ小部数出版あるいは写本は、もう少し後まで重ね張り方式で表紙が作られている。

表紙裏から反古が出た報告例は、それゆえ、古活字版に多い。別種の古活字版の刷り損じが出現して、刊年推定の根拠にされたり、すでに散佚した未見の版が出たりした例は、けつして少なくない。また、古活字版以前にも、反古の出た例はある。たとえば、足利文庫蔵「周易」室町

未写本（分類番号一九一）には、永享九年の版暦が張られている。これに類する例は、平安時代まで溯るとも言われる。

書付の反古

ここにこれから採り上げるのは、平等心王院旧蔵の「翻訳名義集」である。先に述べたように寛永五年の刊記を持ち、全七冊、五季文庫蔵。その表紙裏から、次に掲げるように、二十三葉の紙片が出現した。七冊で前後とも都合十四枚の表紙がある。「巻一前」「巻一後」としたのは、その巻冊の、それぞれ前表紙、うしろ表紙を意味する。

巻一前

なし

巻一後

- 【1】「毘沙門之本地」(刊) 初丁
- 【2】「庭訓往来」(刊) 52オ
- 【3】「節用集」(刊) 上34ウ
- 【4】書付I (舞の本か)

巻二前

なし

巻二後

なし

巻三前

- 【5】「聖徳太子伝暦」(刊) 上33ウ
- 【6】「二十四孝」(刊) 21オ
- 【7】書付II (「本かけ分」)

巻三後

なし

巻四前

- 【8】「和玉篇」(刊) 中82ウ
- 【9】「天台四教儀」(刊) 3ウ
- 【10】書付III (舞の本値段付)

巻四後

なし

巻五前

- 【12】古活字版断片
- 【13】書付IV (医書・軍書)

巻五後

- 【14】書付V (書簡反古)
- 【15】「謡抄」(刊) 「難波」 6オウ

巻六前

- 【16】書付VI (書初め反古)
- 【17】「謡抄」(刊) 「清経」 4オウ

巻六後

- 【18】「聖徳太子伝暦」(刊) 下21ウ
- 【19】「医方大成論」(刊) 3オ
- 【20】「謡抄」(刊) 「鞍馬天狗」 10オウ

巻七前

- 【21】「謡抄」(刊) 「難波」 11オウ

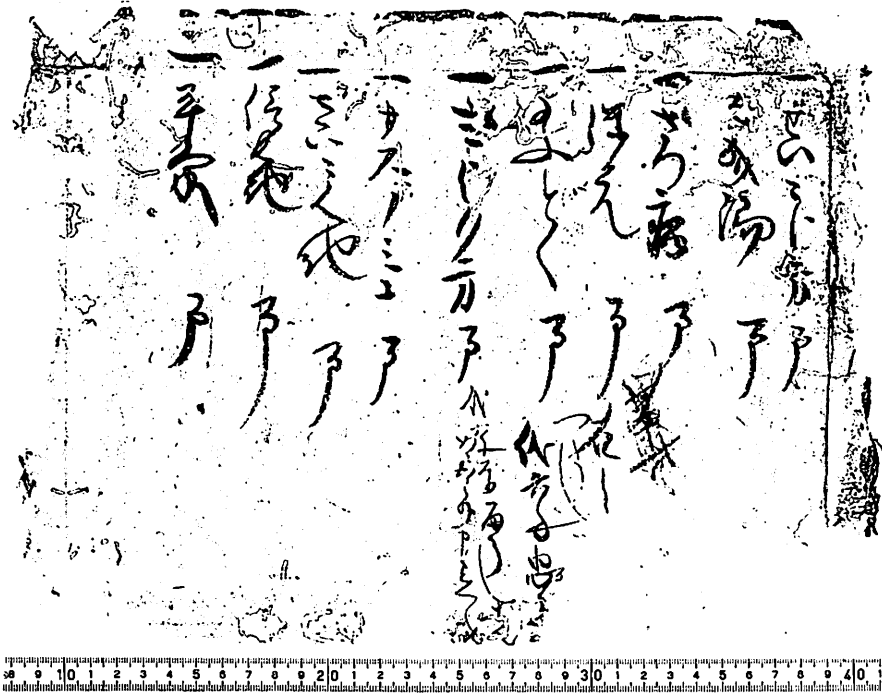
巻七後

なし

巻七後

- 【22】書付VII (落書き)
- 【23】書付VIII (書簡断片)

これらの反古は、版刷のものと墨書のものに分れるが、後者についてはすでに別稿(「寛永時代の出版事情」「文学」五一―四、昭58・4)に報告紹介したので、本稿では版刷の反古を採りあげて述べてみることに



〔図版1〕〔13〕書付IV（医書・軍書）

にしたい。

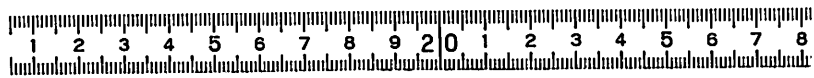
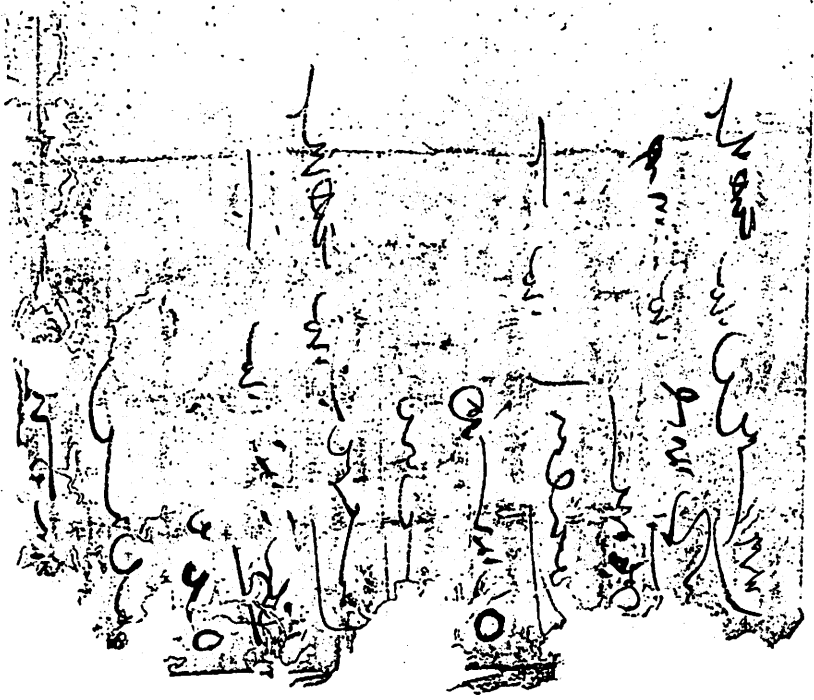
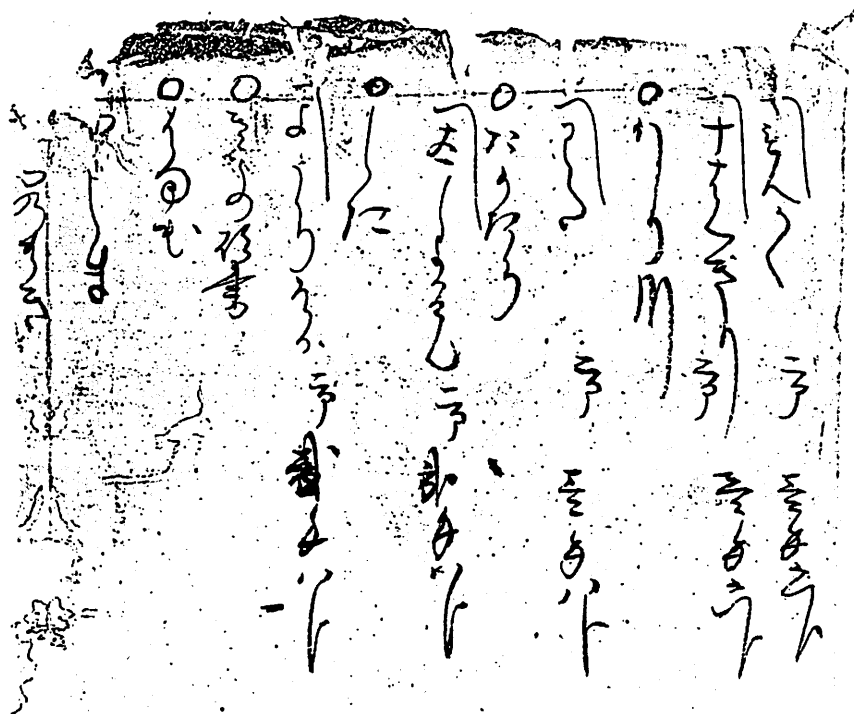
ただし、その前に、墨書の反古について、判明したことの要点を説明しておく必要がある。

書付の反古一——表紙屋の請求書

まず【13】の反古〔図版1〕であるが、医書と軍書と思われる書名十点が略称で記されており、各一部、と添えられる（旧稿に「ほ□ん」とした箇所、「ほけん」であろうとの示教を岩田秀行氏より得た。「保元物語」のことか）。この書付には、表紙賃を請求する旨の書込みが、試し書き風に記入されてあって、その金額は、これら十点の表紙賃に見合うものであることが、別の資料によって推察される。この書付は、印刷の済んだ本文料紙を版元から受けとって、表紙掛けの工程を担当する、表紙屋の手元から出たもので、表紙賃請求書の案文であろうと思われる。十点の内容が医書と軍書に限られるところから、この時期すでに、分野を限って、出版物に特色を出そうとする傾向の出現していることに、注目させられる。

書付の反古二——舞の本の値段付

【10】は、料紙を縦に二つに折り、各面、折り目に向けて筆を走らせているところから、大福帳の一紙と思われる〔図版2〕。この一紙に全部で二十三点の書名が記されているが、いずれも幸若舞曲、すなわち舞の本である。うち十点に金額の記入がある。金額は各二部宛で、「那須与一」



【図版2】【10】書付Ⅲ（舞の本値段付）まん中横一線に折り目が走る。大福帳を
 開いたものであろう。下段には【8】「和玉篇」が裏写りしている。

〔図版3〕【23】書付Ⅷ（書簡断片）



金額Ⅱ（一分八厘×冊数）+（二厘×丁数）

という計算に基いているものようである。これは一丁当り銀二厘の印刷費と、一冊当り一分八厘の製本代とから成ること、つまり、整版の場合は、その値段が、摺り賃と表紙賃という二つの要素から成るものであったことを明らかにするものであろう。

書付の反古三——出版事情の消息

【23】は手紙の書損じであり、冒頭の数行が残ったもの〔図版3〕。断片にすぎで、いかなる用向きを報じようとしたものを汲むことはむずかしいが、四書の刷りたてを希望する人への返事であって、近時の出版業界の事情を説明しながら、要望に沿いがたいことを言っているらしい、とまでは分かる。とくに、「手まち

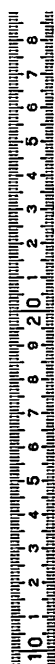
の銀八分から「大織冠」「夜討會我」の二匁八分に及び、まちまち。ただし金額のバラツキは、本の巻数と厚さとに関係があるらしい。この金額を丁数のみによって計算しようとするとき、納得のいく答えを得ないが、巻数すなわち一冊本か二冊本かの違いを計数に加えてみると、一冊当り一分八厘、一丁当り二厘という数値が導き出されることになる。【10】の反古に記された舞の本各一部宛の金額は

んにてすり申候ものは無御座候」という箇所に着目させられる。書肆が摺刷に当って「手まちん」に加えてプラス・アルファを要求しているのであるが、そのプラス・アルファとは、出版によって得るべかりし何がしかのことと推測してみると、書肆が刷り工から出版業へと業態を変えつつある動向を背後に考えることができよう。プリンターからパブリッシャーへと変貌する、過渡の様相を伝える資料として、断片なが

らも興味を持たれるところである。

書付の反古四——「本かけ分」の請求

【7】は標題を「本かけ分」とする〔図版4〕。「本かけ」とは、糸か



〔図版4〕【7】書付II（本かけ分）

がりによって、表紙を付けることの意味。つまり製本代を請求する書付けである。ここには「かんこく」と「□いんきやう」と判読できる実体を明らかにしない二種の書名がある。その詮索はさておくことにして、書名の肩にある小書きに、むしろ注目すべきであろう。前者に「ミの十月廿二日」、後者に「むまノ正月廿四日」とある。十月と正月との、年を越して二年にわたっての請求だったところから、月日だけでなく、年の表示を伴ったものであろう。「ミ」「むま」がそれ。

寛永五年以後、それぞれの干支に当るのは、寛永六己巳年と同七庚午年、寛永十八・十九年、慶安二・三年等々ある。これらの反古を出現させた「翻訳名義集」は、すでに述べたごとく刊記に寛永五年とあるところから、同六・七年を当てるのが、順当に思われるが、ことはそれほど単純ではない。整版本のつねとして、刊記がそのまま摺刷時を意味しないから、である。板木が摺刷に耐えるかぎり、そして刊記の年時が、はなはだしく不都合を感じさせるようになるまで、初版の刊記のままで刷り続けられる。一度に売立て部数の全てを刷ってしまわずに、需要に応じて、必要なだけの数を印刷すれば済む点こそ、整版の特色であって、簡便かつ迅速を旨とした古活字版を、衰退の途に追い込んだ、経済的利点でもあった。

「本かけ分」の書付に言う「ミ」「むま」はいつなのかとは、平等心大院旧蔵の『翻訳名義集』が実際に摺刷され、製本された時点はいつか、表紙裏の反古が物語るさまざまな出版界の動向は、いつごろの時代を反映しているのか、なのであるが、それを、やはり張り込められた反古が



明らかにしてくれるようである。たとえば、反古のうちに、何種類かの
 版本があるが、それらの刊年が手がかかりになるかもしれない。
 以下、この「翻訳名義集」の一本の、仕立て上がり時期をはじめとす
 る、刊行の経緯を明らかにすることを目標に、まず版刷の反古それぞれ
 に、正しい書名を定めるための考証を行ってみる。それはまた、各作品
 の版種、版次等のさまざまな問題にも立ち入り、あるいは、古活字版か

丁が、ほぼそのまま出てきた。それゆえ、内題「ひしやものほんち
 一たんめ」により、書名は明らか。ただし、この一片と版式を同じくす
 る伝本は、従来知られるところでなく、新出資料。よって、これについ
 ては、後に詳しく述べることにする。
 なお〔紙片寸法〕とは、縦横それぞれの最大幅を計ったもの。出現の
 反古は、多く周辺に損傷を受けて不定形であるが、裏打ちに使われる以

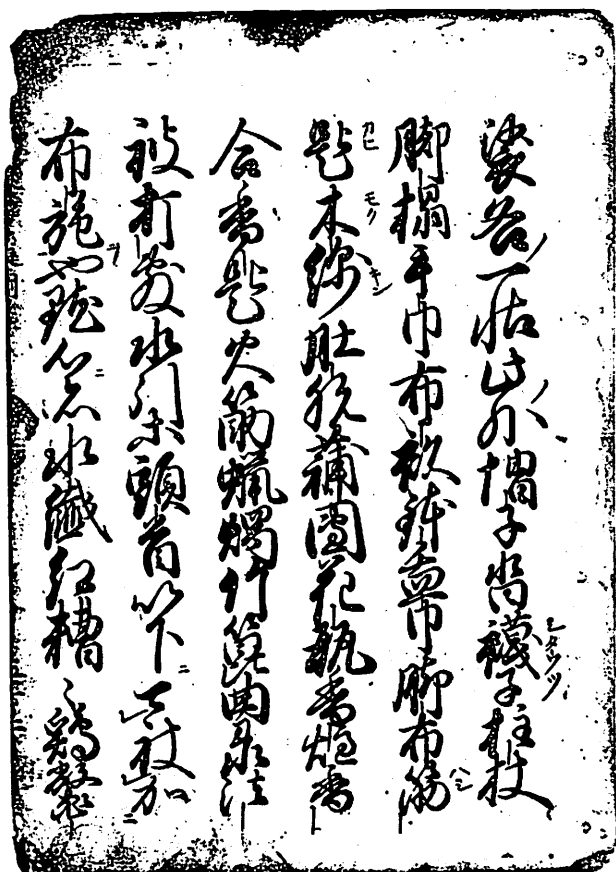
製版かを判別するメルクマールの考察など、横道に入
 り込むことになるかもしれない。繁雑になることを恐
 れつつも、あえて反古一点ごとを、取り上げてみるこ
 とにする。幅広く解釈すれば、それもまた、当期の出
 版事情という枠内に含まれる問題なのであるから。

版刷の反古

版刷の反古については、第一冊前表紙から始めて、
 出現の順序に従って取り上げてみる。角つき括弧内の
 数字は、そのようにして全二十三枚の反古に与えた通
 し番号であり、今回取り上げられずに欠ける番号は、
 墨書の書付である。

〔1〕「昆沙
 門之本地」
 〔紙片寸法〕23・0×32・0センチ。〔匣
 郭寸法〕半丁17・4×12・0センチ。中
 本の大ききゆえであるう、上巻の初丁一





前の原態は、この寸法もしくはそれ以上の四角形であった、と考えるべきであろう。

【2】「庭訓往来」

〔紙片寸法〕 23・5×20・8センチ〔図版5〕。大判の版型であつて、本文の上端が表紙の寸法をはみ出し、切られてはいるものの、幸いに版心が残つて「庭訓

五十二」と

読みとることができる。つまり「庭訓往来」であるが、これと問題の丁

を一致させ、紙質その他にも問題がなく、同版とすることのできる一本

が、五季文庫に架蔵される〔図版6〕。五季本の刊記を明らかにすること

ができれば、この項は一件落着なのであるが、残念ながら、巻首・巻尾

各一丁が欠け、後人による補写であつて、巻末に刊記に類する記載を持

たない。五季本は、美濃半截をややはみ出す、28・5×20・0センチの

大本で、各半丁六行、一行十二字前後、全六十二丁、無辺で、お家流の

達筆な字体であつて、送り仮名、返り点等を備えた、

いわゆる読本系。字高は、現在の初丁つまり第2丁の

オモテ初行で23センチほどある。この五季本の実態が

明らかになれば、いま問題の【2】の出自が解明され

たことにならう。

読本系とは有訓本のことで、無訓本を手本系と呼ん

で、この二系統に分けられる。「庭訓往来」は江戸時代

の全期を通じて刊行され、版種はおびただしいものが

あるが、その最古は、寛永五年の整版とされるもの

ようである（石川謙氏「日本教科書大系」往来編第三

巻古往来〔三〕解題）。

寛永五年次戊辰孟春開板焉

の刊記を持つ、27・3×19・9センチの大本で、各半

丁六行、一行十二字前後、無辺、やはりお家流の、送

り仮名、返り点等を備えた読本系である(国会 八三七―四三)。この版は、しかし、版面の印象を近似させながらも、全五十九丁と丁数が減り、五季本とは一致しない。問題の52オにおいても、全く相違していて、検討の対象から外れる。

『庭訓往来』には、室町期の写本が少なくない。至徳三年写本以下、慶長期に至るまで、すでに紹介されているものだけでも二十本を越え、寛永五年を待つまでもなく、江戸極初の、印刷出版の播覧期における刊行が充分予想できるし、慶長九年版があつたとも言われている。そして、管見に入っただけでも、寛永五年版以前に、二本の存在を指摘することができる(以下に述べる二本のほか、『国書総目録』に慶長四年版、寛永八年版を挙げるが、前者は写本、後者は『庭訓抄』の混入であつて、当面の検討の対象から外れる)。

その一は、慶長十一年版(国会 WA七―一六二)である。28・6×20・5センチの大形本。一面六行、一行十二字前後で無郭、全六十二丁、お家流の字体。問題の丁においても、五季本と同じ字配りではあるものの、終行に至って字数に一字の増減のあること、版心が「庭訓」の二字に間隔を置かず丁付の数字を続けて、柱刻を異にする。また、いわゆる手本系の無訓本であることも、同版とすることを妨げる。

なお、本題からいささか逸脱するが、この版に、終丁のウラ全面を使って記されている、刊記について触れておきたい。この刊記は、いかにも慶長期を思わせる堂々とした風貌を存するが、また、印刷出版史のうえで、看過することのできない事実をも蔵している。次のごときものであ

る。

山城国安宕郡上京西陳

安居院寺内柏屋宗悦有之

台林刊行之

慶長拾一^丙年五月八日

刊記のうちの「柏屋宗悦」なる者は、その名を刻した刊本の存在を確認できないものの、屋号を称しているところから、すでに書肆としての業態をとるものであつたことが推測される。その柏屋が安居院を住所にしていて、いまだ寺院を離れずにいる。それが、近世初頭の書肆は寺社内の印刷関係者から出たもの、とされる説を支える一例証となるであろう。また、同じく刊記に言う「台林」とは、この後、徳川家康により慶長二十年から元和二年にかけて行われた駿河版の刊行に、京都から招かれて加わった「京之諸職人」の一人であり、その代表格のものであつて(『本光国師日記』、帰洛後も出版活動に従事し、古活字版隆盛に寄与した有名な工匠(川瀬一馬氏「増補古活字版の研究」235ページ)。その出自が、安居院寺内に属する書林柏屋宗悦のもとに従った職人であると具体的になつた。

新出の古版『庭訓往来』のその二は、元和五年版である。だが、この版は、いまだ現物に接する機会を得ていない。中村直勝氏旧蔵として古書目録に載せられた、巻首巻尾各半葉の写真に依るしかない(『玉英堂古

庭訓往来

元和五年未正月 日

於武州江戸伊藤新兵衛開板

伊藤新兵衛

庭訓往来
春、然、清、收、向、貴、方、也、人、後、申、作、
畢、留、當、方、極、於、以、素、甚、く、
柝、威、初、朝、拜、多、初、日、元、之、
次、丁、多、申、之、文、は、誰、人、も、同、
甚、く、同、久、思、近、所、似、合、者、と、推、

書目録」119号、昭52)。写真(図版7)によれば、終丁には「庭訓往来全
部」と、尾題とおぼしき一行があり、さらに刊記が、

元和五年未正月 日

於武州江戸伊藤新兵衛開板

とある。また、その丁付を「六十二」と読みとることもできる。一面六
行、一行十二字前後で無郭、字体はやはりお家流であって、有訓。

この元和五年版と【2】との比較はむずかしい。問題の第五十二丁を
直接参照できないうえに、五季本に欠く巻首巻尾しか元和五年版の実態
が明らかでない、からである。しかし、有訓無訓の違いはあるものの、
版型、一面行数、一行字数、字体等を近似させて、全六十二丁という点
においても一致する慶長十一年版を、両者の間に介在させることにより、
ある程度までの推測が可能になる。

三本とも六十二丁本であるが、最終丁における本文の終る箇所を、そ
れぞれ違えるものようである。有訓無訓の違いに加え、行書ゆえに生
ずる筆の勢いによって、同じく一行十二字を原則としながらも、一行に、
さらには半丁に収まる字数に、若干の相違が生じる。余った分だけの字
が、面を越え、丁を越えて順送りされるが、それが必ずしも総丁数の違
いとなって表われるわけではない。「庭訓往来」が、全二十五通の手紙に
よって成り、都合二十四箇所の段落があつて、行送りになった字余りが、
その段落に吸収されることも少なくないからである。

〔図版7〕元和五年版「庭訓往来」巻首(左)・巻末(右)「玉英堂
古書目録」より転載。

五季本に刷面として残る最後、第六十一丁ウラの終行にあって、なお五十四字分の本文を残す。一方、慶長十一年版での残り本文は二十三字であつて、その差は三十一字。慶長十一年版は、このあと、つまり第六十二丁のオモチの面を、本文二行(二十三字)と宛書き二行、尾題の「庭訓往来全部」一行、以上の合計六行により形成し、同丁のウラは全面を刊記に当てている。

五季本に欠く第六十二丁を、右をもとに復元してみると、残り本文五十四字に、一行十二字と計算して、五行を要する。加えて宛書き二行と尾題一行を盛ることになれば、第六十二丁のオモチの面をはみ出す。五季本終丁のウラ面には、刊記のほか、オモチ面から順送りされた二行が存在したはずである。

ところが、元和五年版は、同丁のウラ面には尾題一行しかはみ出していない。ここから元和五年版と五季本とは、問題の第五十二丁の対照を待つまでもなく、別版であつた、ということにならう。

また、五季本(イコール【2】)と元和五年版とが同版でなからうことは、別の観点からも推測がつく。それは、いま問題になつてゐる「翻訳名義集」が、上方での刊行と思われる点である。上方版であろうことは、復古の検討がもう少し進んだ段階で明らかになるであろうが、上方版の表紙裏に、江戸の伊藤新兵衛版の刷り損じがひそんでいることは、考えられないこと、だからである。

もっとも、元和五年の江戸版ということ自体、考えにくい。元和五年の時点で、江戸の地に、新版を開刻できる書肆、しかも民間の書肆が存

在したとは――。

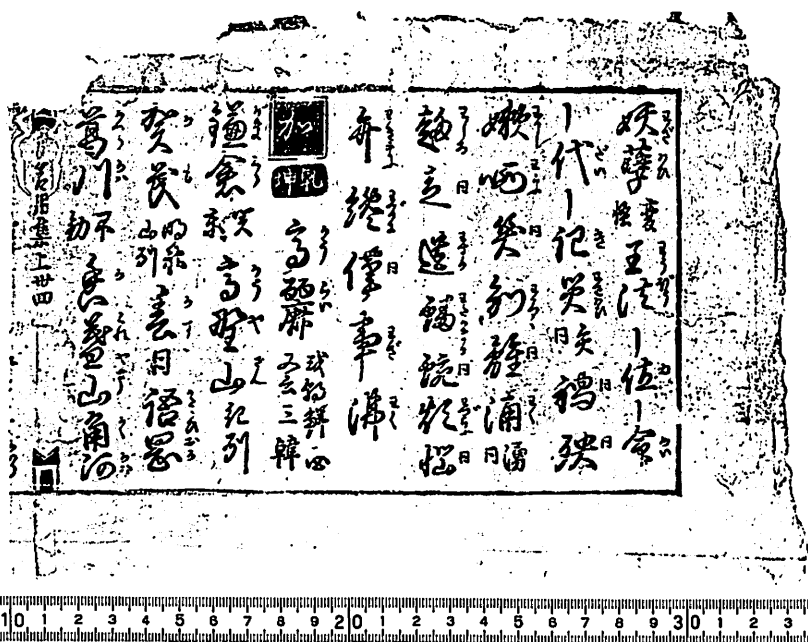
江戸における出版の始まりとして、従来の説は、元和五、六年のころとされる。「法華肝要略注秀句集」「止観義例」など「武州江戸 開板」「於江戸梓行」などの刊記を備えた、古活字版の仏書五点がそれであつて、版式を叡山版に似せるところから、天台系の寺院による開版と考えられている。民間書肆の出現は、さらに下つて、寛永期とも明暦年間に至るともされ、しかも上方の出店であろうと言われる。それゆえ、伊藤新兵衛版の「庭訓往来」にうかがわれる堂々とした版式が、天台系の古活字版に伍して、江戸で新刻されていたことを認めるのは、従来の観点からするならば、躊躇されるところなのである。

あるいは伊藤新兵衛版は、上方版の覆刻か、刊記のみを追加した版か、または、江戸出店の新兵衛のために、上方においてしかるべき刊記を加えて上梓されたもの、のいずれかではなかつたか。もしそうであるならば、伊藤新兵衛版と同版か、版式を近似させる上方版の存在が考えられる。その版の出現を待つて、はじめて五季本との異同対照が行われるべきであつて、【2】の版式確定は、しばらく保留しなくてはならない。

【3】元和五年
〔紙片寸法〕16・8×23・5センチ。〔匣郭寸法〕半丁11・7×18・3センチ〔図版8〕。横本の半丁である。幸いに版心の部分が残りに、「節用集上冊四」と読むことができ

る。一面九行、平がなルビ、行書体、部門名陰刻、横本という諸特徴をもとに、山田忠雄氏「開版節用集分類目録」を検するとき、元和五年十

二月源太郎刊本であることを知るに至る。



〔図版8〕〔3〕元和五年版「節用集」

【5】寛永五年版
〔紙片寸法〕31・5×23・0センチ。〔匡郭寸法〕半丁

「聖徳太子伝暦」
23・0×17・1センチ〔図版9〕。版心が蚕食を受けな
がらも、「太子上 三十三」と残るところから、寛永

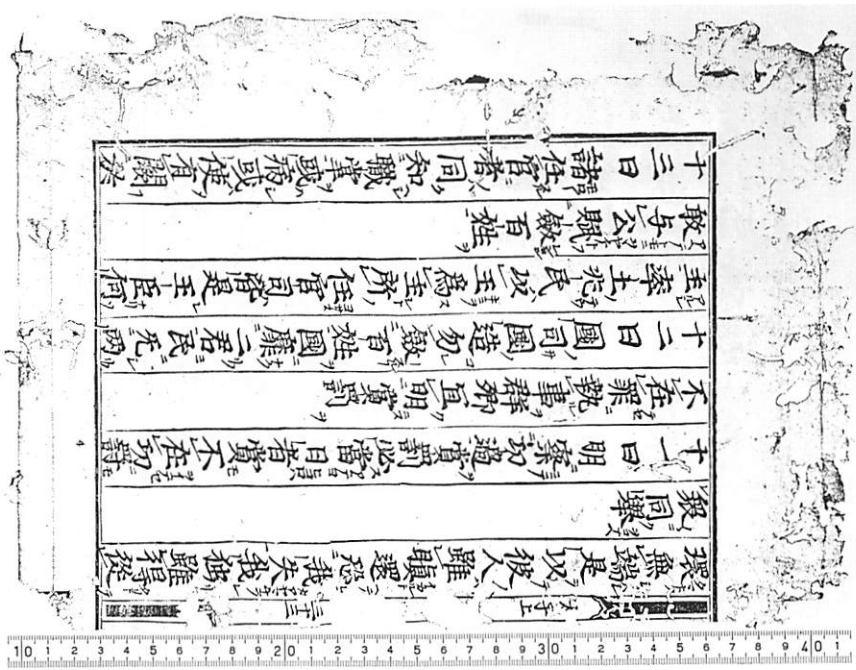
五年版「聖徳太子伝暦」と判明する。また、反古のうちに、版式を同じくするものとして、【18】がある。〔紙片寸法〕31・5×23・5センチ。

〔匡郭寸法〕半丁23・2×17・1センチ〔図版10〕。こちらは版心を判読できないが、内容により、同書下巻第二十一丁のウラ面と判明する。両例とも、刷りがいわゆるツカレをみせない鮮明なものであり、子持梓匡郭の細野までがはつきりと刷り出されていて、初版初刷にごく近いものと印象を受ける。

【聖徳太子伝暦】の寛永五年版を称するものとして、管見に入ったものに、二種がある。版元を板木屋勝兵衛とするものと、野田庄右衛門とするものであり、どちらが初版かについて説が分かれ、少しく吟味を要する。両版同一板木を用い、版行書肆の箇所を入木によって改めた、求版本の関係にある。

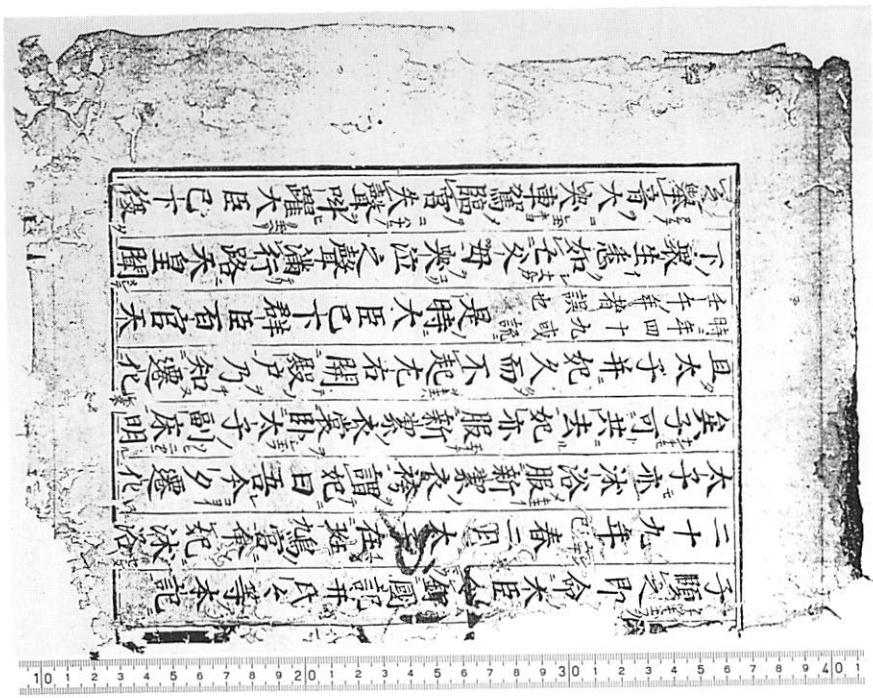
〔図版11〕として、両者の刊記の丁を掲出してみた。板木の欠損の状態からして、一見板木屋版が後のように見える。が、詳しく検証してみると、野田版は、上部に入木による補修の加わったものであることに気付くであろう。巧妙に継いだはあるものの、尾題の冒頭「聖」の文字の真中を、継ぎ目が横切っているのが分かる。この部分に手の加わっていない板木屋版が前、ということになろう。

従って、板木屋版は野田版に先行するもの、ということになるが、版



十三日 諸任官者同知職掌或後或延有關於
 敬身公賦敬有姓
 王塗上怨民攻王為室所任官司啓是王臣何
 十二日 國司國造勿敏有姓國靡二君民死兩
 不在罪執事辨罪宜明賞罰
 十一日 明察功過賞罰必當目者賢不在功罰
 象同舉
 環無端是以彼人雖曉還恐我失我獨雖有從

【図版9】【5】寛永五年版「聖徳太子伝暦」



子曠之即命末臣公録國記并氏之等本記
 二十九年 春三月 太子在班鳩宮幸記沐浴
 太子亦沐浴服新製衣袴謂妃曰吾今夕還化
 矣子可共去妃亦服新製衣裳與太子副床明
 且太子并妃久而不起充右開殿乃知還化
 時年四十九或謬也
 是時大臣已下群臣有官采
 下衆生悉如亡父母樂泣之聲滿行路天皇聞
 之舉音大輿車駕臨官失聲叫躍大臣已下復

【図版10】【18】同上

奇蹤妙轍 遺習緇衆 拾集成卷
庶傳幼童

聖德太子傳曆卷下

右太子傳者於和州法隆寺一校畢

寛永五年八月日 板木屋勝益齋開板

奇蹤妙轍 遺習緇衆 拾集成卷
庶傳幼童

聖德太子傳曆卷下

右太子傳者於和州法隆寺一校畢

寛永五年八月日 野田庄右衛門

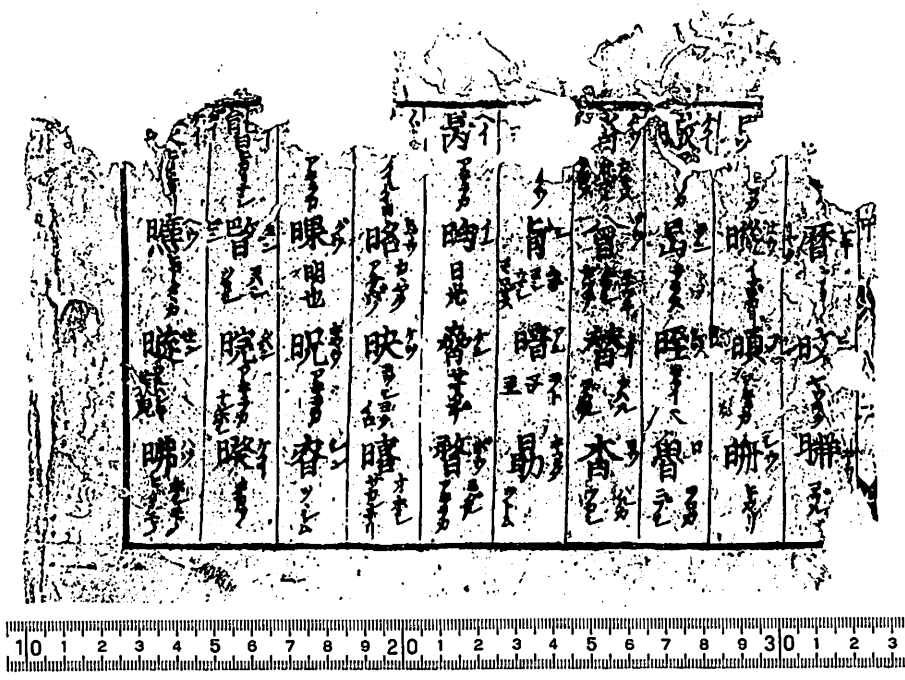
〔図版11〕寛永五年版「聖德太子伝曆」二種 野田版の終り三行の
上部は精巧な補刻。

面に荒れが目立つ点、気になるところである。加えて、終行の書肆名の文字の並びが不揃いであり、「板木屋勝兵」の五文字が、やはり入木ではないかとも見え、この板木屋版のもとになった版こそが、寛永五年版「聖德太子伝曆」の原版であった、と考えるべき余地を残す。しかしその版の完本は、いまだ探索の網にかかることなく、遺憾ながら「衛開板」の上に何とあつたかを、明らかにすることができない。

〔6〕「二十四孝」
〔紙片寸法〕 30・3×18・5センチ。〔匡郭寸法〕 半丁 23・0×17・1センチ。これが「二十四孝」である

ことは一見して明らかであろう。さらに詳しくいえば、嵯峨本とされる絵入整版本の版式を襲った、嵯峨本系と呼ばれる、全二十四丁本の一群があり、一話に一丁を当て、各丁のオモテ面の、上部三分の一ほどを割いて、横長の挿絵を掲げることと諸版共通するが、その第二十一丁オモテ面である。

「二十四孝」はこのうち、明暦二年に至って、一話を半丁に詰めこんだ、全十二丁本に版式が改まるが、それまでに嵯峨本系二十四丁本は、十指に余る版種を数える。しかしそのうち刊記を備えるものは、寛永九年版、正保三年版の二種のみである。それらの諸版に系統的な整理を付け、刊行年次の前後の定めることに、この寛永五年版「翻訳名義集」から出現した反古が寄与することになるであろう。その詳細については、本誌に母利司朗氏が別稿を用意したので、就かれない。



〔図版12〕〔8〕寛永五年版「和玉篇」

【8】寛永五年版「倭玉篇」

〔紙片寸法〕15・2×22・5センチ。〔匡郭寸法〕半丁11・6×19・4センチ〔図版12〕。版心に破損が及んで、「中八十二」と読めるだけで、書名を知る手がかりを欠くも

の、「倭玉篇」であることを、亀井孝氏の示教を蒙って知った。書名が分かれば、この一片の版種を明らかにするのは簡単である。版式の諸特徴を、山田忠雄氏「本邦辞書史概説附表」に照合するとき、寛永五年版と知ることができ、亀田文庫に同版四点を求めることができる。刊記に

皆寛永五曆戊辰建五月
吉祥日刊摺之畢

とある版がそれであるが、版行書肆の記載はない。【8】は印刷面に鮮明さを欠いているが、インクの付けすぎが原因のようであり、それゆえ刷り損じとして破棄されたものであろう。

亀田文庫の四点は、同一板木を使いながら、それぞれ摺刷時を異にするものようである。【8】の断片は、版面の痛みの少ない上刷本（八一三・二―W二六一―六二八）に近いが少し遅れ、他の三点に先立つものとすることができよう。そして同版四点中もつとも後の刷りと思われる一本（八一三・二―W二六一―六二八―二）に、いまだ寛永五年の刊記が削られることなく残るところから、寛永版を称してもそれほど不審とされない時期の刊行であり、四点ともに、刊時を隔てていないものであつて、【8】も、寛永五年にそれほど遅れることのない時点での摺刷であつ



た、とすることができよう。

【9】寛永三年版

「天台四教儀」

本の方である(「天台四教儀」を称するものに二種がある。一は隋の智顛述の別名「大部四教儀」、二がここに取り上げた諦観注である。「仏書解

〔紙片寸法〕 32・5×26・0センチ〔図版13〕。版心に

「諦観四教儀 三」とある。同名異書二種ある「天

台四教儀」のうち、高麗の僧諦観の撰述にかかる一冊

説大辞典』によれば、両者を区別するため、前者を「天台四教義」、後者

を「天台四教儀」と、終りの一字を書き分けることになっている、とい

う。半丁九行十二字、注文双行、黒口魚尾、無辺無界。紙片の寸法から

して、袋綴りに仕立てたときには、美濃判大本をいまわり越える大形本で

あったと推察され、そのような大形の「天台四教儀」は従来知られると

ころでなかったが、印刷面もそのままびたりと一致させる一本が出現し、

五季文庫に収められた。28・2×21・1センチの寸法

で、全五十二丁、原装と思われる栗皮色無地の表紙を

存するが、題簽を欠き、白墨で「四教儀」と直書きさ

れている。虫損のない完本。刊記に、

寛永三丙 極月吉日此諦観四教

洛陽於本能寺 開板露閑

とあつて、やや意味を通じにくい。

新出のこの「天台四教儀」は、売立目録に古活字版

として紹介された。添えられた巻頭半丁の写真も、古

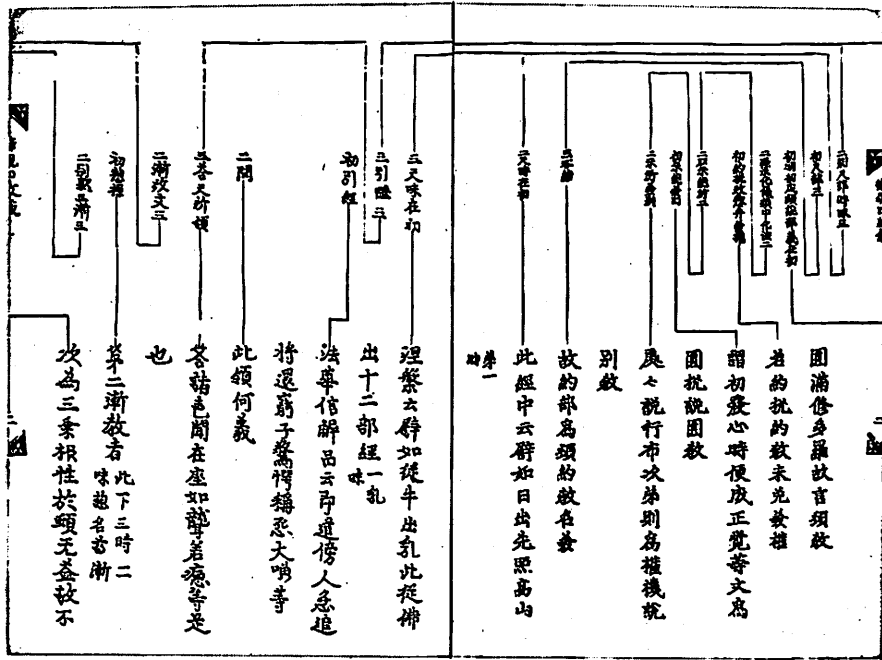
活字版の風趣を横溢させている。刊記もこの印象を裏

付けるかのようなのである。これは「法華伝記」(寛永三年

極月刊)、「百喻経」(同年同月刊)と書式を同じくし、

いわゆる本能寺古活字版の刊記の様式を順守している。

ただし、現物を見ずして及んで、この寛永三年本



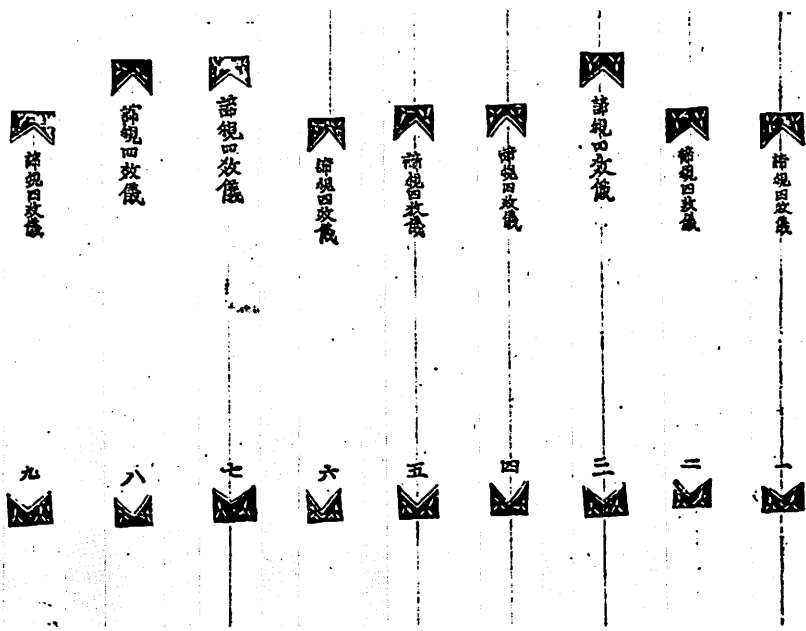
〔図版14〕 五季文庫「天台四教儀」2ウ・3才 見
開き両面の字体が異なる。左の面が甲種。

能寺露開開版「天台四教儀」が、やっかいなしろものであることに気づかされる。まず版式が二種より成ることを知るに至るであろう。全五十二丁を通じて、九行十二字を固守するものの、字体を違える丁を時おり交える。これを、いま仮りに、甲種と呼ぶこととする。甲種の字体は、良くいえばおらかで古雅、悪くいえば稚拙でまとまりがなく、活字と認めるのが躊躇される。加えて、科注と科注、あるいは科注と本文とを結ぶ系線が、甲種の丁においては、文字の内へ入り込むことがある。

〔図版14〕 によって示した見開き二面のうち、左側の半面、すなわち第三丁オモテが甲種であるが、下段本文の、三、六、八、九行目冒頭の、「法」「答」「第一」「次」のそれぞれに、系線の入り込みが見られる。それらの文字が活字であるなら、系線がこのように入り込めるはずがない。

甲種が整版、もう一種、つまり乙種が古活字版であれば、乱れ版ということになるのであろうが、どうやら乙種も古活字ではない。古活字版か否かを定める最も一般的な方法は、印刷面をにらみつけ、印象によって判断するもの。これは、しかし、客観性、説得力に欠くうらみがある。他に、植字盤の反復使用に着目してみるのも一法である。

古活字印刷では、摺刷の済んだ丁は、ただちに解版される。活字を以後の丁の版組みに供するためである。解版によって空いた植字盤も、当然のこと再利用される。植字盤は一台のこともあるが、複数台の反復がむしろ多く、ときとして、台数が七台に及ぶことがある。植字盤の種類は、版心を対照することにより判明する。同じ植字盤を使うと、魚尾、柱題等の形状や大きさが、寸毫の違いなく一致する。活字を解いた後も、



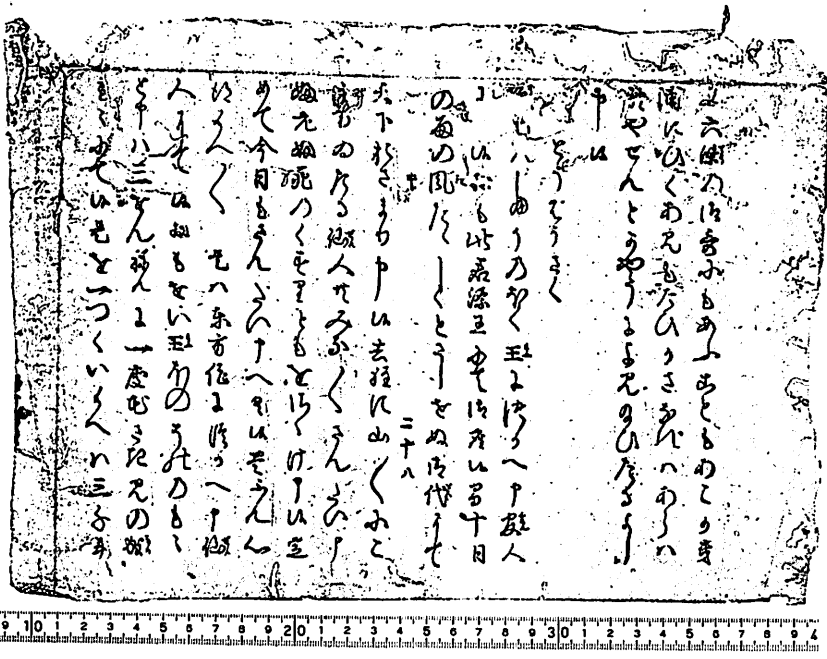
〔図版15〕寛永三年版「天台四教儀」の柱刻 一見古活字風だが、同じもの見当たらないのが古活字版ではない証拠。

版心の部分だけはそのままにしておき、次の使用に備えたがゆえである。

ところで、寛永三年本能寺版「天台四教儀」の乙種の丁において、版心上下魚尾の間隔は、小は十二・七センチから、大は十四・九センチに至り、しかもその寸法はばらばらである。そのうえ、版心の形状を、上下の花口魚尾の模様を取り上げて比べてみると、一つとして同じものが存在しない。これを古活字版と認めることは困難であろう。さらに、活字印刷ならば、あつてはならない系統の文字中への間入を、甲種ほど顕著にはないが、やはり指摘することができる。

この「天台四教儀」は、つまり、古版本（すなわち甲種）と、古活字版を版下に使つての覆刻（すなわち乙種）、との二種の丁の混成であり、「翻訳名義集」から出た【9】が一致する第三丁は、甲種すなわち古版本グループに属する。そこから、寛永三年以前の版の一片かと想定してみてもあろう。が、文字や系統に見られる欠損がほとんど同程度であつて、摺刷時の相違を感じさせないところから、【9】はやはり寛永三年版をその出所とすべきものと考えられる。

以上、本能寺版「天台四教儀」について、古活字版か否かに拘泥しすぎたきらいがあるが、これは売立目録に異を唱えんがためではない。平等心王院旧蔵「翻訳名義集」の摺刷時確定に関わりを持つから、なのである。しかしその点に関しては、もう少し先に進んでから述べることになるであろう。



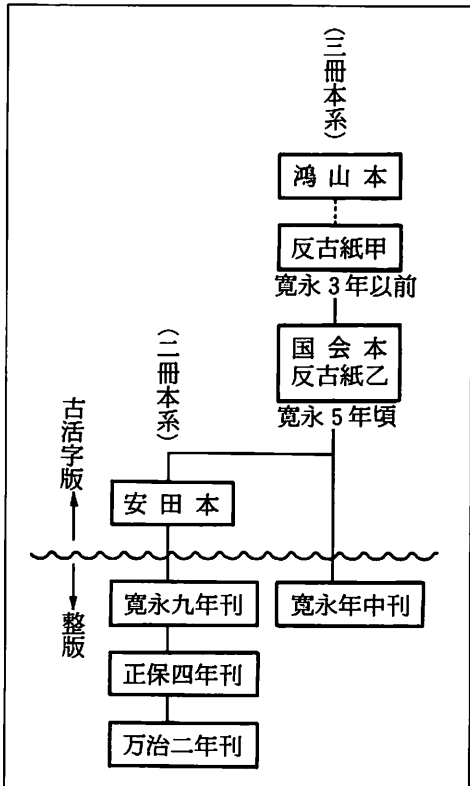
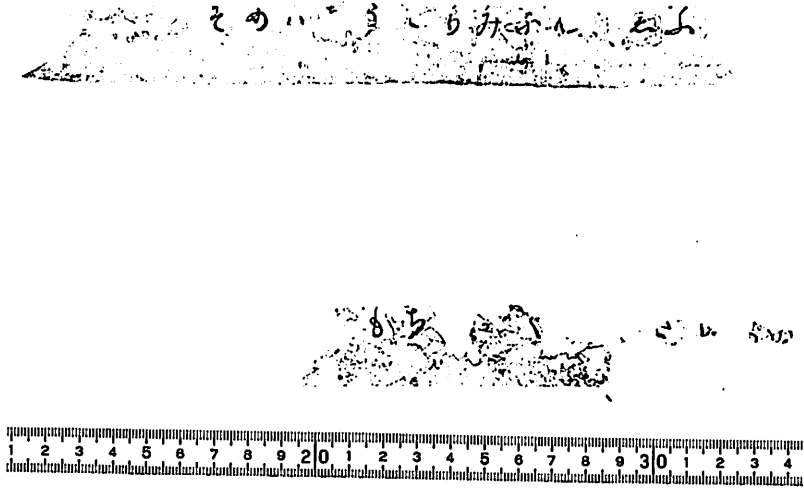
〔図版16〕〔11〕古活字版「間の本」 柱刻に「中 二十八」とあり、三冊本。

【11】古活字版
 〔紙片寸法〕21・9×31・0センチ。(字高)18・0センチ
 〔図版16〕。「間の本」の古活字版である。この一片に
 「間の本」ほか

ついて、小林健二氏「古版本の『間の本』」(『芸能史研究』91号 昭60・10)に論及がある。その要旨を、諸本間の釣り書きを転載することによって、代弁させることにしたい。次ページに引用したのがそれであるが、「間の本」の古版本として、古活字版四種、整版四種が取り上げられているうち、「反古紙乙」の名で呼ばれているものが、この一片であり、国会図書館新収の零本(WA七―二〇三)と同版。国会本は上巻のみの端本であったが、【11】は掲出の図版に明らかなく、版心に「中 二十八」とあつて、中巻から出たものである。その詳細については小林論文に就いていただくことにして、いまここでは、『翻訳名義集』の表紙裏から出現したこの一片と同版の国会本が、「安田本」なる古活字版を介して、「寛永九年壬申六月 中野市右衛門刊行」という刊記を持つ版の祖本に位置していることのみを、注目しておくに止めたい。

これと別に【12】〔紙片寸法〕2・3×30・5センチ〔図版17〕も平がな古活字版であった。巻五の前表紙の、裏打ちが少し足りなくなった部分に、継ぎ足すようにして貼つてあつたもので、もとの版の一丁の下端、かろうじて最下段の文字一段分が、横一列に並ぶだけの、横長の紙片であつた。表紙のはし、つまり折りかえしにかかる箇所当り、破損を蒙ること甚しく、完全な姿ではがすことが叶わず、いくつかの断片に分かれてしまった。それゆえ半丁の行数も定かでなく、もとより書名を明らかにすることもできない。かろうじて【11】の「間の本」と活字の種類

〔図版17〕〔12〕古活字版断片 原形はこの二枚が左右に続いて横長であった。



も行間の寸法も異なることしか確認できなかった。

この「翻訳名義集」は、表紙裏に古活字版を二種蔵していた。そのことから、それほど後の時期の梓行でないことは言えるであろう。

〔15〕「謡抄」
〔紙片寸法〕22・2×31・5センチ。〔匡郭寸法〕16・8×？センチ〔図版18〕。次に掲げる三葉も同版であった。

〔17〕〔紙片寸法〕22・7×31・6センチ。〔匡郭寸法〕半丁16・8×12・1センチ〔図版19〕。

〔20〕〔紙片寸法〕23・0×32・5センチ。〔匡郭寸法〕半丁17・0×12・1センチ〔図版20〕。

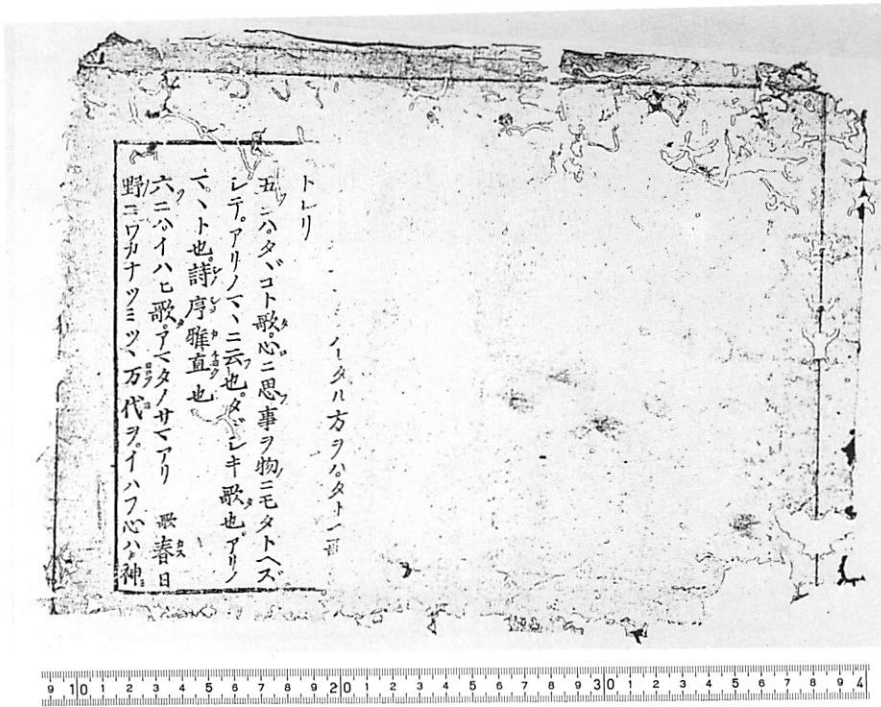
〔21〕〔紙片寸法〕22・3×31・0センチ。〔匡郭寸法〕半丁16・8×12・1センチ〔図版21〕。

柱刻が【17】に「清経 四」、【20】に「鞍馬天狗 十」、【21】に「難

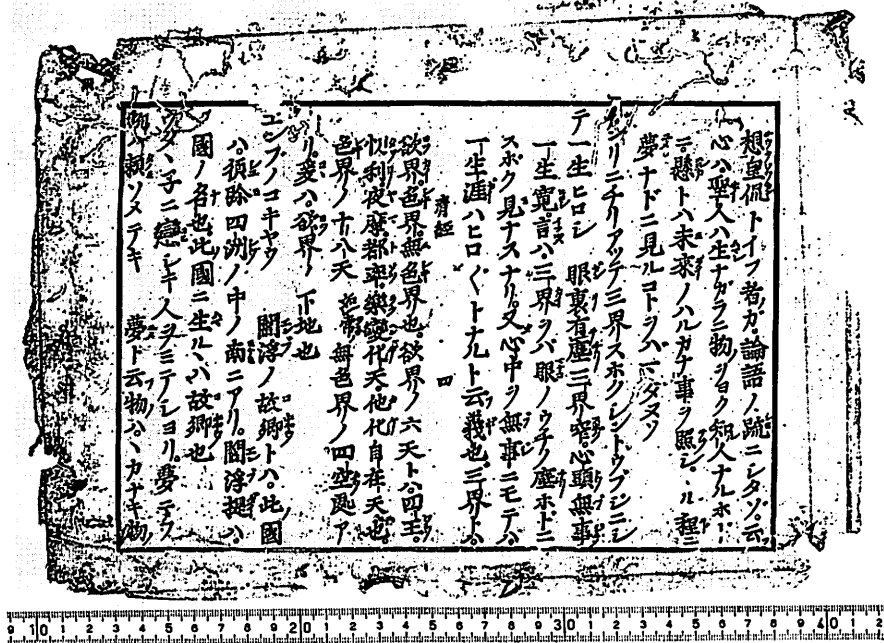
波 十一」とあり、整版中本の『謡抄』である。その初印本は寛永年中の刊行とされるが、刊記を欠く。全百番を十冊に分ち、それぞれ版心に曲名を記し、曲ごとの丁付を持つ。【15】はすでに述べたように、刷り損じてあつて、柱刻の部分がなないが、「難波 六」とあつたはずと、残つた数行の本文からして、考えられる。

『謡抄』は古活字版に五種、整版に二種あるが、ここに出現したと同じ中本の整版が、表紙や冊数を変えながら、同一板木を使って、重版求版されて永く流布し、享保ごろにまで及んだという（伊藤正義氏「謡抄考」『文学』昭52・11〜昭53・1）。これら四葉は、いずれも版面の損傷の跡をうかがわせることもなく、限りなく初印本に近い、との印象を与えずにおかない。とくに【20】と【21】の二葉に加えられている朱筆は、あるいは校正刷りであつたか、との感を懐かせるもの。

朱筆は【20】に二箇所、すなわち十一行目行頭「狗」の字の偏の下部の撥ねる部分、および、十七行目のシテの合字の、片かなのメに似た文字の、左上から右下に下した筆が、下まで突きぬけている部分に加えられており、それぞれ上部欄外にも、訂さるべき正しい筆画が、朱筆で書き加えられている。また【21】では、四行目「平」という漢字の振りがなが「タイラナ」と見え、その「ナ」が「カ」になるように朱で一画が加えられ、上部欄外にも、「カ」と朱記されている。さらにこの一丁では、右側ノドの余白に「スむ」あるいは「大む」と読める朱書がある。印刷面への加筆は朱が酸化して銀色を呈しているのに比べて、「スむ」の



〔図版18〕 [15] 『謡抄』 刷りやれか、部分的な試し刷りか。



二字は鮮やかな朱色を残し、両者別の時点あるいは別人によることを示し、一方が印刷面を、他方が版面を検してのものであって、「スむ」とは、校了——校正刷りに加えた朱に従って板木に修正を加えたことの確認——を意味しているか、と考えられる。

ちなみに、「平」の振りがなは、伝存の同一版本による諸本に当たってみるとき、朱による指示のごとく「カ」と読むことができる。が、周囲に入木の施された痕跡を見出さない。誤刻ではなく、インクののりが不充分で「ナ」に見えたものと思われる。また「狗」と「シテ」の合字とは、朱の指示に従って、文字が訂されている。この事實は、これらの紙片が試し刷り——おそらく初印本の校正刷り——であつたらしいことを物語る。

〔19〕「医方
〔紙片寸法〕 30・5×23・5センチ。(匡郭寸法) 半丁20・

大成論
7×15・0センチ〔図版22〕。版心を越えて二行ほど残つて

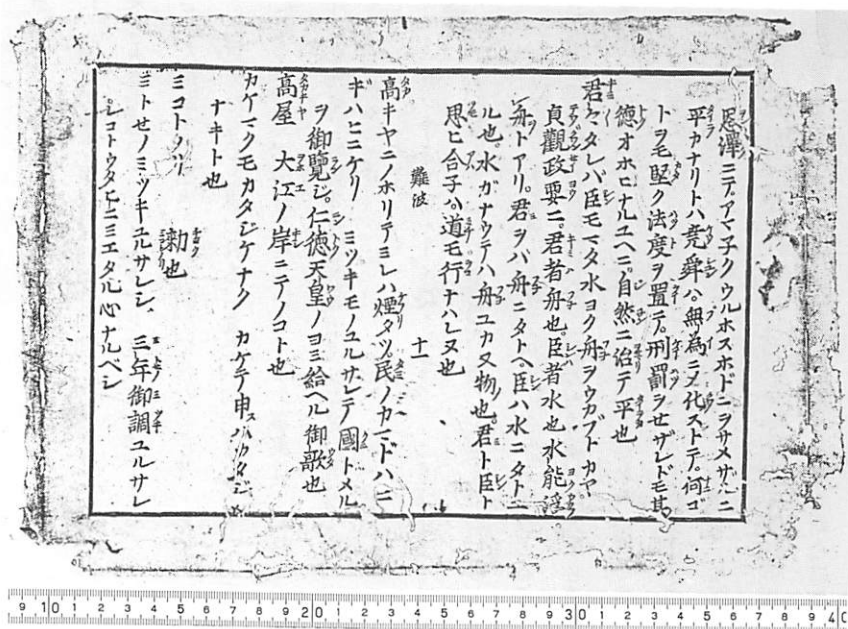
いたので、柱刻を「医方大成 三」と読みとることができ、「医方大成論」の和刻本と分かる。「医方大成論」は医家必読の書、江戸時代を通じて、刊本だけで二十種を越えるかもしれない。

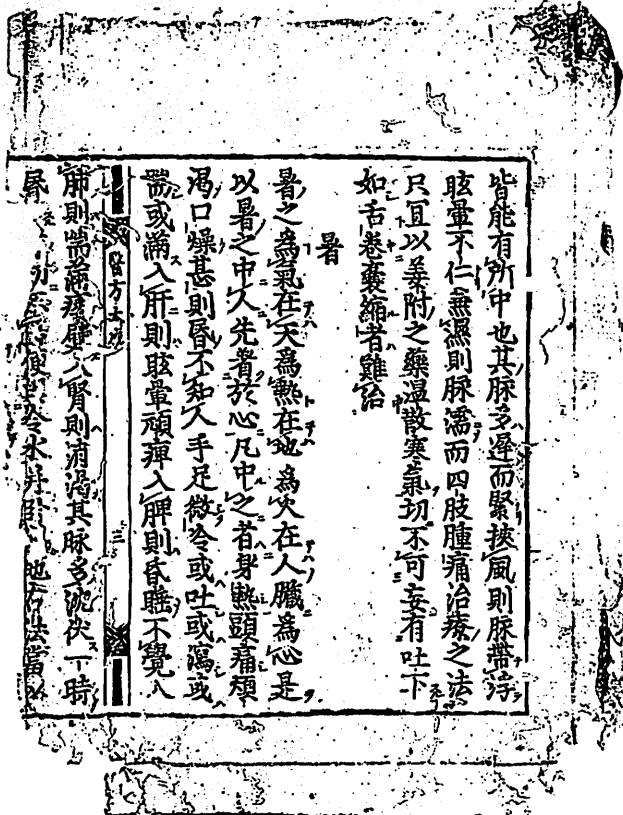
そして、この一葉の同版を、刈谷図書館蔵本のうちに見出すことができた。刈谷本(三五七三六一一五)は全六十二丁、各半丁九行十八字で、刊記を欠く。これは「慶長壬子仲秋日於雲州塩氏平宣政開版」とある古活字版を底本に、刊記を除き、句読点、送りがなを新たに加えての覆刻整版。ただし刈谷本は寛文ごろと認められる後刷りであつて、刊記のあるべきあたりに、濛え残りともみえる刷りむらを存し、あるいは刊

〔図版20〕〔20〕「謡抄」 10行目・14行目上欄余白の文字は朱。



〔図版21〕〔21〕同上 4行目上欄に「カ」、右ノドに「スむ」(?)
 と朱書あり





『翻訳名義集』仕立ての時期

表紙裏から出た反古のうち、版刷のものについてくたくだしく説明してきたが、けつきよく、全二十三枚のうちに、それが十一種十五枚あつ

記のあるのが原態かと思われるが、いまだその版に出合っていない。
たことになる。その中で、刊年あるいは刊行書肆の明らかになったものは、次の四点であった。

- 【3】節用集 元和五年 源太郎
- 【5】聖徳太子伝暦 寛永五年 [] 衛
- 【8】倭玉篇 寛永五年
- 【9】天台四教儀 寛永三年 露閑

刊記を知ることのできたものが、このように数少ないのは、筆者の力不足によること、言うまでもないが、同時にまた、「寛永ごろの整版本の特徴としては、初印のときに無刊記のものが多」（長沢規矩也氏「古書のはなし」昭51 富山房 124ページ）という、この時期の刊本の通弊でもある。しかし、これら数少ない例のうちからも、いま目的にしたがった『翻訳名義集』刊行のいきさつを知るための手がかりを、つかまえられるもののようなのである。

たとえば、刊行書肆について。元和五年版『節用集』の版元である源太郎は、その姓がもし黒沢であったなら、寛永七年刊の謡本に

三条誓願寺前黒沢源太郎開板

と刻す者と同一人物にちがいがなく、京都の書肆である。もう一人、「聖徳太子伝暦」の初版を刊行した「衛開板」としか明らかにすることのできなかった人物も、京都在住であったろう。その版を求版した板木屋勝兵衛の住いが、京寺町通二条下ル妙満寺だったから、である。遠く国を隔てての板木の移動を、その例皆無としないものの、想像しにくいところからである。因みに、板木屋版を求版した野田庄右衛門こと吉文字屋の所在は、京烏丸下立売下ルであった。

加うるに「天台四教儀」の本能寺内露閣をもつてするとき、これらの人々は、二条通りを中心に「本屋が多く集まってきた京都市における最初の書肆街となった」（脇村義太郎氏『東西書肆街考』昭54 岩波書店 6ページ）街区のうちに、居を構えていたことになる。それらの書肆が刊行した書物の刷り損じを表紙裏に留める「翻訳名義集」は、当然のこととして、京版であるとしなければならない。

次に摺刷時について。刊年の明らかなものに、元和五、寛永三、寛永五年版等があった。これらいずれも整版である。もしこれら有刊記本が古活字版であったならば、この「翻訳名義集」の摺刷時を決めるのは簡単である。古活字版は、すでに述べたごとく、印刷と解版が雁行するので、再版ができない。それゆえ刊記は疑いなく摺刷時を現わし、版種のちがいは、そのまま刊年のちがいでもある。この特性を利用するのである。表紙裏と本体とが、ともに古活字版である場合、両者の刊年のへだたりは、三、四年以内に限られるものようである。たとえば、大東急記念文庫蔵の古活字版「伊勢物語聞書（肖聞抄）」の表紙裏から出た反古

など、例として適当であろう。慶長十四年の刊語を持つ嵯峨本第二種（ロ）であるが、上巻の表紙に、同版の反古一葉と、慶長十年下村生蔵刊古活字版「元亨釈書」の反古一葉とが使われている（大東急記念文庫貴重書解題 第三巻 国書之部 36ページ）。もし寛永三年の刊記を持つ本能寺版「天台四教儀」が、疑いもなく古活字版であったならば、いま問題の「翻訳名義集」は、その刊記の寛永五年以後、そして同六、七年ごろまでの間の摺刷、と限定することができる。

整版では、それがむずかしい。すでに触れたように、需要のあるかぎり、そして板木が使用に耐えるかぎり、刊記をそのままに刷り続けられるから、である。

ただ幸いなことに、書付けの反古のうちから、「ミ」「むま」という年時を限定する記事の出現したこと、「ミ」「むま」が寛永六、七年、同十八、十九年、慶安二、三年に当ること等を、はじめに述べた。そして「ミ」「むま」をこの三つのどれに当てるべきかを、版刷の反古それぞれの検討を経て決すべく、保留したのであった。この点に関して結論を先に言えば、「ミ」「むま」は寛永六、七年をもって当てるべきであろう。理由の第一は、刊記を寛永十年以後とする版本の反古が存在しないこと、第二に、反古のうちに古活字版を二種交えること、とくに【11】の「間の本」は、寛永九年には整版の刊行をみている。そして第三に、「翻訳名義集」の印刷面にうかがわれる板木の磨滅が、それほどには進行してないことと、表紙が芯紙による裏打ちではなく、反古紙による重ね張りになっていることをも言うべきであろう。

「ミ」「むま」の表記のあった「本かけ分」の書付は、花押のすわるところからして、正式の請求書である。正式の商用文書が保存の要を失い、一片の反古の扱いを受けることになる時点、それがこの「翻訳名義集」摺刷の時期である。請求書は、支払いが済めば、すぐに不要となる。もし保存されるとしても、半年ごとの次の決算期までであろう。そうすると、寛永八、九年ころを、一応の目安として考えることができよう。

新出資料「毘沙門之本地」

版刷の反古十一種十五枚について、同版を探索する作業の過程において、それに到達できないものが何種かあった。努力の不足によることは言うまでもないが、同時に、先学による探求の網の目に捕えられなかった、未発見のものが含まれているのも、また事実のようである。国文学の分野に範囲を限ってみても、たとえば、小林健二氏が検討を加えてくださった「間の本」など、興味ある資料であった。ここに、もう一つ【1】の「毘沙門之本地」を取り上げてみる（図版23）。

まず、全文を翻刻によって示してみよう。

ひしやもんのほんち一たんめ

さてもそのうち「ナシ」ひしやもんでんわうのゆ

らいをくわしくたつぬるに天ちくのかた

はらにくるこくと申せしこくとあり大

なるくになれば御門一人おはします御門

の御なをはくるこくわうとそ申けるさ

て又たいりをはあかゝねのつみちをつきしろ

かねのもんをたてわしの、「のは」たかのはにて御

てんのうへをふかれたりたまのゆかには御門

ならせたまひけり三千人のきさきたち一

万人のしんかたちにいにやうせられてまし

ませはひとへにこくらくせかいなるみみやうの

けらくと申ともこれにはいかてまさるへきめ

てたきさまにはましませともつねに御門の

なげかせたまふはすてに御とし九十にならせ

たまふまで御よをつかせ給ふへき太子一人

ましまさすしんかをはしめたてまつりい

ろくせんきありけれとそのかいさらになまし

まさすあるときしんかすゝみて御前にかし

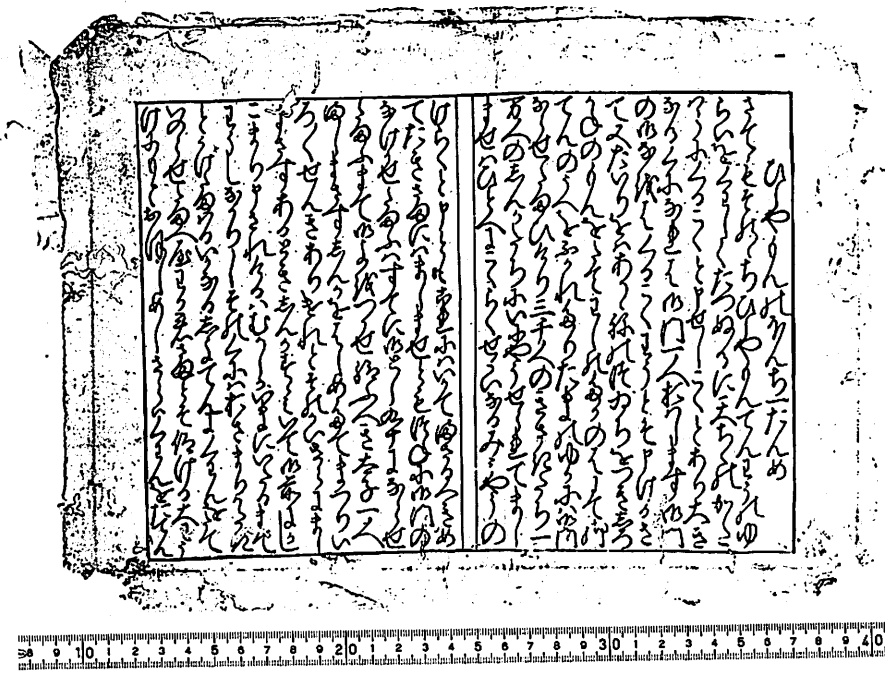
こまり申されけるはむかしかいまにいたるまで

わうしなかりし、「き」そのくにはおさまりかたき

とうけたまはるいかなるしよてんに、「にも」くわんをたて

いのらせたまへやわか君さまとそ仰、「申され」ける大わう

けにもとおほしめしさらはくわんをたてん



【図版23】新出の古浄瑠璃「ひしやもんのほんち」

半丁十二行。翻刻に当り、原本に従って一行ごと改行した。また、翻刻に併せて、承応三年林長右衛門刊行のお伽草子「毘沙門天王之本地」を対校した。圏点を付けた箇所が相違であり、括弧内に林長右衛門版の辞句を示した。この対校の意味については、説明が進むにつれて、触れられることになる。

四周単辺、匡郭内半丁17・4×12・0センチほどであつて、中本。版心に柱はあるものの、なんの文字もないのが奇異に写る。丁付は匡郭外（ノド）にもないらしい。内題に「一たんめ」とあり、冒頭が「さてもそのゝち」であるところから、浄瑠璃と考えてよからう。

「毘沙門之本地」の語り物として従来知られるところは、説経浄瑠璃がある。天満八太夫の宝永八年刊とされる正本が現存し、その原刻本は貞享ごろか、とされている。天満八太夫正本と【1】の新出本とを比較するとき、語り出しの「さてもそのゝち」の有無を別にして、なお少なからざる異文箇所を見出す。たとえば【1】が

ひしやもんでんわうのゆらいをくわしくたつぬるに

としている箇所を、八太夫正本が

くらまの寺に、立給ふ、びしやもん天王の、ゆらひを、くわしく尋るに

とすること、あるいは、毘沙門天王の前生である瞿婁国王を紹介して、【1】にはない、

去程に、此御かと、三くわう五ていの跡を次、ふくかぜ迄も、ゑだをならさぬ、御代なれば、つるぎは、箱を出ずして……

と続く、短かからざる一節を加えたりして、描写が詳しい。また、王の年齢も、

御とし九十にならせたまふ(【1】)

もゝとせちかき御みにて(八太夫正本)

と違っている。もとより詞章の変化しやすい語り出し部分ではあるものの、相違の著しいことは、ここに掲げたいいくつかの例をもつてするだけでも、充分に明らかであろう。両者に直接的関連を認めることはむしろかしい。

説経浄瑠璃天満八太夫の正本「毘沙門之本地」の親本に関して、信多純一氏に説がある。信多説は、承応三年十一月林長右衛門刊のお伽草子「毘沙門天王之本地」との関係を指摘し、さらに、承応三年版に、古い語り物特有の措辞を残すところをもって、そのまた親本に当るものを想定し、その出現を予言されたのであった(横山重氏編「説経正本集 第

三」昭43 角川書店)。

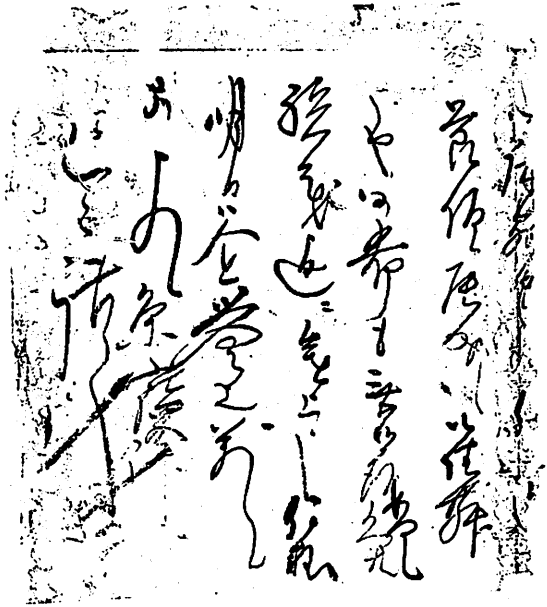
ところで、その承応三年版のお伽草子「毘沙門天王之本地」と、ここに新出の【1】との比較を試みたのが、前掲の翻刻である。両者を比べるとき、語り出しの「さてそのうち」の有無以外の相違は、片言隻句にとどまり、しかもいたって数少ないものであることは、あらためて言うまでもなかるう。このような場合を指して、びたりと重なり合うと言ってしまうても、過言にはなるまい。ここに、寛永五年の刊記を持ち、同八、九年ごろの仕立てと考えられる「翻訳名義集」の表紙裏から出現した一片こそ、信多説に言う、古い語り物の「毘沙門之本地」であった、とすることができよう。

もう一度紙面にもどつてながめるとき、浄瑠璃の古い版本としては、いささかの物足りなさを感じる。古浄瑠璃に特有の、あの独特の字様でないことと、節譜を備えていないことがその原因であろう。版面から受ける印象は、およそ古浄瑠璃の正本らしくない、気楽に読める、という態のもの。第二丁以下が全くわからない現状で、あえて推測をたくましくすることが許されるなら、次のように言えるのではないか。すなわち、この版をもとにお伽草子化した承応版「毘沙門天王之本地」が挿絵十三図を伴った絵入り本であったのと同じく、これも挿絵を豊富に入れ、浄瑠璃の草子化をもくろんだ刊行だったのではないかと。

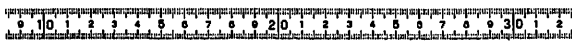
それはとにかく、「毘沙門之本地」は、古浄瑠璃がお伽草子化され、さらに説経浄瑠璃に取り入れられるという、類例をなしとほしないであろうが、珍しい変遷をたどった作品であった、ということにはなる。



【図版24】 【4】書付Ⅰ（舞の本か）



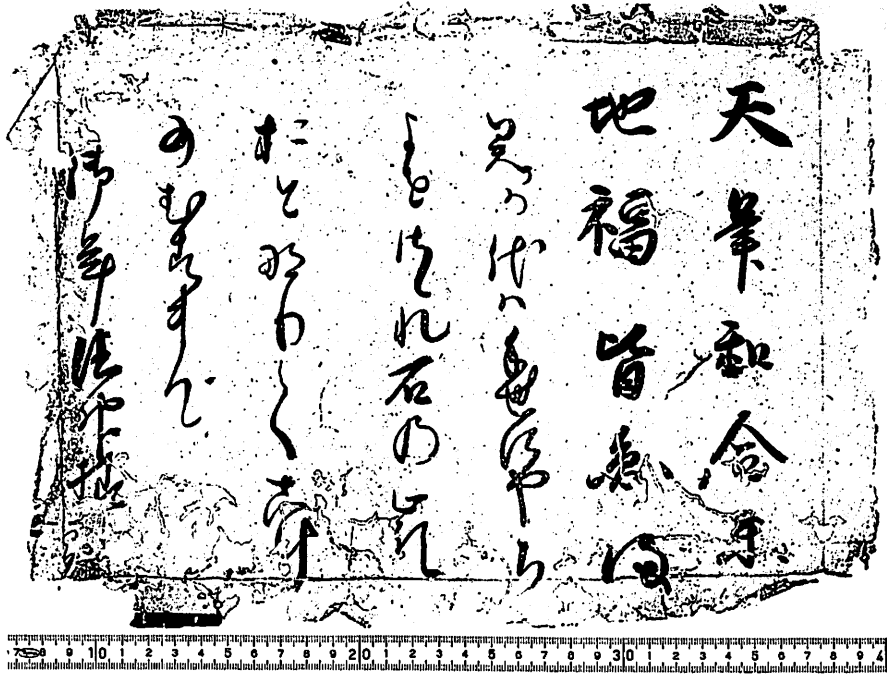
【図版25】 【14】書付Ⅴ（書簡反古）



終りに、本稿および前稿において論議の及ばなかつた反古四点を図版として掲げる。〔紙片寸法〕は左のごとし。

- 【4】書付Ⅰ（舞の本か） 20・4×6・0センチ【図版24】
- 【14】書付Ⅴ（書簡反古） 23・0×24・5センチ【図版25】
- 【16】書付Ⅵ（書初め反古） 23・3×31・5センチ【図版26】
- 【22】書付Ⅶ（落書き） 30・5×24・0センチ【図版27】

いずれも墨書の書付である。



〔図版26〕〔16〕書付VI（書初め反古）



〔図版27〕〔22〕書付VII（落書き）